

女性の再婚禁止期間制限違憲判決

(最大判平 27 年 12 月 16 日)

1. 民法 733 条は、女性は前婚の解消（離婚又は死別）又は取消しの日から 6 か月を経過しなければ、再婚することができない、としています（女性の再婚禁止期間）。かつて、最高裁判所は、民法 733 条は「嫡出推定（772 条）の重複を回避するための規定であり、合憲である」としていました（最判平 7. 12. 5）。
 2. しかし、最高裁判所は判例を変更して、「再婚禁止期間 6 か月のうち、100 日の再婚禁止期間を設ける部分は憲法に違反しないが、100 日を越えて再婚禁止期間を設ける部分については民法 722 条の父の推定（嫡出推定）の重複を回避するために必要な期間ということはず、憲法 14 条（平等権）、憲法 24 条（両性の平等）に違反して違憲である」としました（最大判平 27. 12. 16）。
- ※ 原告の国家賠償請求については「国会が憲法違反の法律の規定を改正したり、廃止することが国家賠償法で違法となるのは、その法律の規定が国民の権利、利益を合理的な理由なく制約するものとして違憲であることが明白であることを要するが、原告が訴えを提起した 2008 年当時、違憲であったことが明白だったとはいえない」として、請求を棄却しました。

詳しく説明

民法 772 条（嫡出の推定）

- ① 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。
- ② 婚姻の成立の日から 200 日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から 300 日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

(1) 嫡出推定（父の推定）

嫡出推定を定めた民法 722 条は、次のように二段の推定になっています。

妻が婚姻成立の日から 200 日後又は婚姻の解消もしくは取消しの日から 300 日以内に生まれた子

妻が婚姻中に懐胎したものと推定される（772 条 2 項）

妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定される（772 条 1 項）

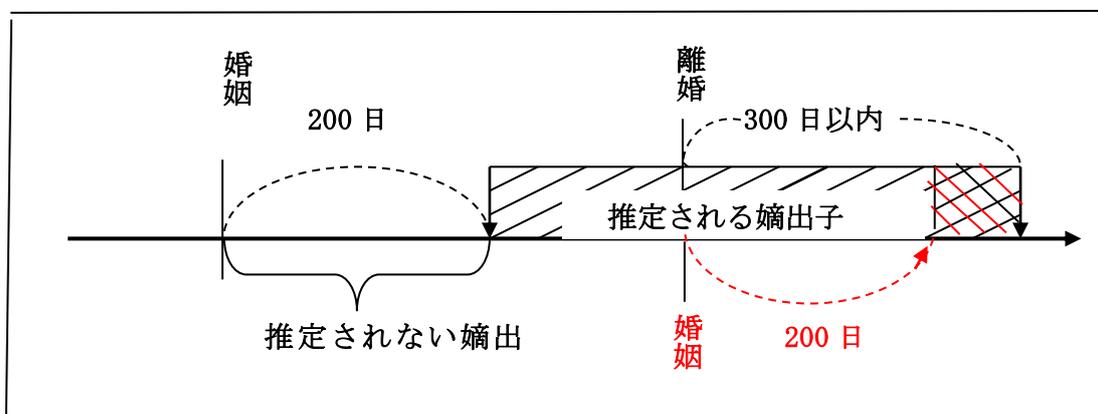
(2) 嫡出推定の実益

推定される嫡出子か、推定されない嫡出子かは、父が自分の子ではないと主張する場合の訴えの種類の違いになって現れます。したがって、父が自分の子であ

ることを認めている場合には嫡出の推定は何ら意味がなく、相続分も、推定される嫡出子か、推定されない嫡出子かによって違いはありません。

	訴えの種類
推定される嫡出子	嫡出否認の訴え（775条） 提訴権者は原則として父に限られ、出生を知った時から1年以内の訴えの期間制限がある（775条、777条）
推定されない嫡出子	親子関係不存在確認の訴え 法律上の利害関係があれば誰でも提起することができる

3. 6ヶ月の再婚禁止期間の合理性



上の図を見て下さい。午前中に離婚届出を提出した女性が、午後には前婚の男性と別の男性との婚姻届出を提出したという例です。上段が前婚の嫡出推定で、下段が後婚の嫡出推定です。図からわかるように前婚と後婚の嫡出推定が重複するのは、斜線部分の100日間に生まれた子です。すなわち、子の嫡出推定の重複を避けるためには、前婚の解消（離婚、死別）・取消しから100日間の再婚禁止期間で足りることになります。

最高裁判所は、民法722条全体ではなく、再婚禁止期間6か月のうち、100日の再婚禁止期間を設ける部分は憲法に違反しないが、100日を越えて再婚禁止期間を設ける部分については民法722条の父の推定（嫡出推定）の重複を回避するために必要な期間ということはず、100日を越える部分は、憲法14条（平等権）、憲法24条（両性の平等）に違反して違憲である」としました。

※「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」としている民法750条については合憲としています（夫婦同姓合憲判決：最大判平27.12.16）。